

生徒心得

1 登校・下校

- (1) 登校・下校の際は、公衆道徳を守り高等学校生徒としての節度ある態度を失わないこと。特に、交通規則を守り、事故のないよう十分気をつけること。
- (2) 通学の際は制服を着用し、左胸に校章をつけること。
- (3) 予鈴（8：30）までに登校し、17：00までに下校すること。
- (4) 放課後に活動する場合は、以下の退校時刻を守ること。
 - ・通常部活 完全下校18：00
 - ・延長部活（7校時の日） 完全下校18：30
 - *高体連・高文連主催大会や定演・展覧会前の特別延長部活
完全下校時間19：00（「顧問が定刻以後における諸活動許可願」を提出）

2 服装について

- (1) 服装・頭髪は常に質素清潔に保つこと。
- (2) 登校の際、やむを得ず異装着用の場合は異装届をクラス担任に届け出ること。
- (3) 冬制服と夏制服については以下の通りとする。
 - ① 10月1日から5月31日までは冬制服を着用すること。
 - ② 6月1日から9月30日までは夏制服を着用すること
 - ③ 原則として5月20日から6月10日および9月20日から10月10日を移行期間とし、冬制服と夏制服のいずれかを着用すること。
- (4) 式典での服装は正装とする。正装とは以下の通り。
 - ① 夏制服または冬制服に、スカートまたはスラックスを着用する。
 - ② 校章を左胸元につける。
 - ③ 靴は黒または茶色のローファー、または学校指定の内履きとする。
 - ④ 靴下は白の無地とする。ストッキング、タイツ着用時は黒で無地のソックスを着用できる。

3 校内生活について

- (1) 始業後は校外に出ないこと。やむを得ず外出する場合は関係職員の許可を得ること。
- (2) 欠席、遅刻は保護者がさくら連絡網で学校に連絡すること。欠課、早退の場合は「遅刻早退届」にその旨を記し、その都度速やかに担任に届け出ること。
- (3) 所持品の紛失・遺失・盗難、拾得、その他の事故の場合には直ちにクラス担任、関係職員を通じて生徒課に届けること。
- (4) 来訪者、職員に対しては礼を失わないよう心掛けること。

4 校舎等の使用について

- (1) 校具の使用は、管理職員の許可を受け大切に取り扱い、使用後は所定の場所に整頓

しておくこと。

- (2) 休日の校舎・校地の使用は、予め届け出て許可を得ること。また終了後も断って帰ること。
- (3) 校内での携帯電話・スマートフォンなどの通信機器の使用は、学習活動に使用する場合のみとする。但し、外部との通話連絡が必要な場合は職員室または保健室で職員に断って使用すること。
- (4) 合宿は、顧問、生徒課を通して、校長の許可を得ること。

5 校外生活について

- (1) 常に本校生徒としての良識を持って行動すること。
- (2) 海外旅行の際は、クラス担任を通じて生徒課に海外旅行届を提出すること。
- (3) 個人によるアルバイトは原則として禁止する。

6 自動車、自動二輪車等の免許取得について

- (1) 自動車教習所への入学は最終学年の自由登校以降とする。

(付)届出・願書について

- 1 一週間以上病欠の際は、医師の診断書を添付すること。
忌引等の日数は次の通り

父母死去の時	7日
祖父母兄弟姉妹死去の時	3日
伯叔父母その他同居家族死去の時	葬儀当日
- 2 住所、本籍地、氏名、保護者等変更、下宿等の届書は事由発生後速やかに提出すること。
転籍改姓名には住民抄本添付のこと。
- 3 その他定められた書式によって所定の手続きをとる願書、届書は次のとおり。
(願書) 休学、転学、退学、復学、海外旅行届、各種大会参加、異装、校舎使用
火器使用、定刻以後特別活動許可、アルバイト、自動車教習所入学許可
(届書) 学校感染症
- 4 届書、願書は、クラス担任及び関係職員を通じて提出すること。
- 5 通学証明、学割等の交付を受ける場合は事務室窓口の所定の手続きをとること。

平成29年4月1日 一部改正

令和4年4月1日 一部改正

令和5年4月1日 一部改正